



栃木県公報

平成30年
3月20日(火)
第2970号

目次

告 示

- 栃木県一般会計補正予算等..... 187
- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定..... 192
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定..... 192
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 192
- 知事指定薬物の指定の失効..... 193
- 指定管理者の指定に係る変更..... 193

公 告

- 患畜の届出..... 193

労働委員会

- 栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正..... 194

告 示

栃木県告示第120号

平成29年度栃木県一般会計補正予算（第4号）等については、平成30年3月9日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成30年3月20日

栃木県知事 福田 富一

1 平成29年度栃木県一般会計補正予算（第4号）

今回の補正予算は、生産性革命やTPP等対策などの国の補正予算に呼応し、公共事業等の速やかな執行を図るとともに、「とちぎ創生15戦略」に位置付けた地方創生に向けた取組等を推進するものである。

また、歳入歳出について現段階における見込みにより精査を行い、今後の財政運営の安定に資するため、財政調整基金の涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、94億8,876万円の減額となり、既定予算が8,184億7,023万円であったので、補正後の予算総額は、8,089億8,147万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	245,500,000	2,000,000	247,500,000
2 地方消費税清算金	76,129,000	△ 2,117,000	74,012,000
3 地方譲与税	33,900,000	△ 2,000,000	31,900,000
4 地方特例交付金	900,000	13,382	913,382
5 地方交付税	121,800,000	600,915	122,400,915
6 交通安全対策特別交付金	700,000		700,000
7 分担金及び負担金	2,559,401	△ 294,887	2,264,514

8	使用料及び手数料	11,498,987		11,498,987
9	国庫支出金	91,121,295	3,766,443	94,887,738
10	財産収入	1,555,879	215,120	1,770,999
11	寄附金	330,685	12,921	343,606
12	繰入金	29,131,041	△ 8,158,185	20,972,856
13	繰越金	1,552,738	3,081,223	4,633,961
14	諸収入	96,016,204	△ 4,276,692	91,739,512
15	県債	105,775,000	△ 2,332,000	103,443,000
	合 計	818,470,230	△ 9,488,760	808,981,470

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,528,086	△ 47,400	1,480,686
2 総務費	37,594,282	973,554	38,567,836
3 民生費	103,855,488	△ 8,530,375	95,325,113
4 衛生費	59,874,890	△ 1,602,518	58,272,372
5 労働費	2,757,464	△ 134,755	2,622,709
6 農林水産業費	35,898,988	△ 31,551	35,867,437
7 商工費	74,484,532	814,275	75,298,807
8 土木費	85,827,668	12,883,221	98,710,889
9 警察費	42,977,797	△ 872,996	42,104,801
10 教育費	186,174,695	△ 6,534,592	179,640,103
11 災害復旧費	2,680,002	△ 1,677,483	1,002,519
12 公債費	105,839,838	△ 4,257,140	101,582,698
13 諸支出金	78,476,500	△ 471,000	78,005,500
14 予備費	500,000		500,000
合 計	818,470,230	△ 9,488,760	808,981,470

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	202,572,010	△ 2,993,249	199,578,761
2 公共事業費	50,822,742	14,984,039	65,806,781
3 建設事業費	68,600,083	△ 3,402,254	65,197,829
4 公債償還費	105,839,838	△ 4,257,140	101,582,698
5 主要義務費	124,512,777	△ 5,732,895	118,779,882
6 税交付金等	78,476,500	△ 471,000	78,005,500

7 一般行政費	83,272,462	△ 3,105,948	80,166,514
8 受託事務費	2,224,678	△ 263,362	1,961,316
9 県単補助金	13,023,811	59,397	13,083,208
10 県単貸付金	80,251,728	△ 804,965	79,446,763
11 災害復旧費	2,603,907	△ 1,577,690	1,026,217
12 直轄事業負担金	6,269,694	△ 1,923,693	4,346,001
合計	818,470,230	△ 9,488,760	808,981,470

(4) 主な事業の内容

・職員費	△ 2,993百万円
・退職手当	△ 3,127百万円
・公債償還費	△ 4,257百万円
・基金積立金	1,974百万円
・公共事業費	14,984百万円
・建設事業費	△ 3,402百万円
・災害復旧事業費	△ 1,578百万円
・直轄事業負担金	△ 1,924百万円 など

2 平成29年度栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、一般会計への繰出に要する経費の補正であり、補正予算の額は3億7,700万円の増額となり、既定予算が41億399万円であったので、補正後の予算総額は、44億8,099万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 納税証紙収入	4,093,990	377,000	4,470,990
2 繰越金	10,000		10,000
合計	4,103,990	377,000	4,480,990

(2) 歳出 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 繰出金	4,103,990	377,000	4,480,990
合計	4,103,990	377,000	4,480,990

3 平成29年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計補正予算（第1号）

今回の補正予算は、特別会計の廃止に伴う地方債の繰上償還等に要する経費の補正であり、補正予算の額は9億2,581万6千円の増額となり、既定予算が8,600万円であったので、補正後の予算総額は、10億1,181万6千円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)

2 諸 収 入	86,000	△ 86,000	
4 繰 入 金		1,011,816	1,011,816
合 計	86,000	925,816	1,011,816

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 最終処分場事業費	40,837	217,080	257,917
2 公 債 費	45,163	708,736	753,899
合 計	86,000	925,816	1,011,816

4 平成29年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

今回の補正予算は、流域下水道建設事業等の減に伴うものであり、補正予算の額は2億5,424万円の減額となり、既定予算が68億1,093万円であったので、補正後の予算総額は、65億5,669万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 分担金及び負担金	3,265,523	△ 60,816	3,204,707
2 使用料及び手数料	2,584		2,584
3 国庫支出金	802,300	△ 123,148	679,152
4 繰 入 金	1,037,905	△ 8,918	1,028,987
5 繰 越 金	363,119		363,119
6 諸 収 入	1,005,560	△ 1,758	1,003,802
7 県 債	329,500	△ 59,600	269,900
8 財 産 収 入	4,439		4,439
合 計	6,810,930	△ 254,240	6,556,690

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 流域下水道事業費	5,768,526	△ 246,610	5,521,916
2 公 債 費	1,042,404	△ 7,630	1,034,774
合 計	6,810,930	△ 254,240	6,556,690

5 平成29年度栃木県病院事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、業務量の変更等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計

収益的収支	5,059,000	△ 243,000	4,816,000	5,020,000	△ 267,000	4,753,000
資本的収支	1,286,000		1,286,000	1,536,000		1,536,000
計	6,345,000	△ 243,000	6,102,000	6,556,000	△ 267,000	6,289,000

6 平成29年度栃木県電気事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、特別利益の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,369,000	37,460	2,406,460	2,174,000	10,310	2,184,310
資本的収支	772,000		772,000	1,600,000	△ 2,570	1,597,430
計	3,141,000	37,460	3,178,460	3,774,000	7,740	3,781,740

7 平成29年度栃木県水道事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,077,000	2,380	2,079,380	1,807,000	△ 4,310	1,802,690
資本的収支	1,000		1,000	1,146,000		1,146,000
計	2,078,000	2,380	2,080,380	2,953,000	△ 4,310	2,948,690

8 平成29年度栃木県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、職員給与費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	1,013,000	△ 90	1,012,910	954,000	△ 1,720	952,280
資本的収支	14,000		14,000	459,000		459,000
計	1,027,000	△ 90	1,026,910	1,413,000	△ 1,720	1,411,280

9 平成29年度栃木県用地造成事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、企業債償還金の増等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区分	収		入	支		出
	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計
収益的収支	2,288,000	90,240	2,378,240	1,914,000	205,940	2,119,940
資本的収支	1,202,000	△ 107,000	1,095,000	2,752,000	622,210	3,374,210
計	3,490,000	△ 16,760	3,473,240	4,666,000	828,150	5,494,150

10 平成29年度栃木県施設管理事業会計補正予算(第1号)

今回の補正予算は、退職給付費の減等に伴うものであり、その内容は次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	収 入			支 出		
	補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計
収 益 的 収 支	461,000	△ 5,180	455,820	435,000	△ 5,830	429,170
資 本 的 収 支	3,000		3,000	80,000		80,000
計	464,000	△ 5,180	458,820	515,000	△ 5,830	509,170

(財政課)

栃木県告示第121号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定する区域
栃木市藤岡町藤岡字城山4380番2の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
地下水の水質の測定

栃木県告示第122号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定する区域
栃木市藤岡町藤岡字城山4380番2の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第123号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0950200154	こども発達支援センター えがお	足利市丸山町688-7	株式会社スマイルフェイス	足利市田中町915-17	平成30年3月1日	児童発達支援

0950400168	児童デイサービス・アニマート さのほりごめ	佐野市堀米町1639-1メ ゾン・ド・セ ラ1階101・ 102号室	アニマート・グ ループ株式会社	宮城県仙台市 青葉区五橋 1-6-6五橋 ビル	平成30年 3月1日	放課後等デイ サービス
------------	--------------------------	---	--------------------	----------------------------------	---------------	----------------

(障害福祉課)

栃木県告示第124号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定の失効した知事指定薬物の名称

- (1) N-（4-フルオロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド（通称名4-F-iBF, 4-FIBF, 4-Fluoroisobutyrylfentanyl）及びその塩類
- (2) N-（4-クロロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド（通称名4-Cl-iBF, 4-Chloroisobutyrylfentanyl）及びその塩類
- (3) N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド（通称名Tetrahydrofuranylfentanyl, THF-F）及びその塩類
- (4) N-（2-メトキシベンジル）-N-メチル-1-（4-メチルフェニル）プロパン-2-アミン（通称名4-MMA-NBOMe）及びその塩類
- (5) 1-（3, 5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル）プロパン-2-アミン（通称名3C-P）及びその塩類

2 指定の失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 指定の失効の日

平成30年3月10日

(薬務課)

栃木県告示第125号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第7条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月20日

栃木県知事 福 田 富 一

施設の名称	指定管理者の名称	変更事項	変更前	変更後	変更の年月日
県営住宅（佐野・足利地区）	とちぎ県南不動産協同組合	代表者	理事長 武井 邦夫	理事長 山口 広	平成30年 2月13日

(住宅課)

公 告

○患者の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月20日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
コウネ病	牛	患畜	1頭	大田原市	平成30年3月6日	へい死

(畜産振興課)

労働委員会

栃木県労働委員会訓令第1号

栃木県労働委員会事務局

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

栃木県労働委員会委員長 白井 裕己

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県労働委員会事務局処務規程（昭和四十一年栃木県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表を次のように改める。

区 分	記 号	番 号
告 示	訓 令	文書管理主任が管理する告示（訓令）番号簿（別記様式第一号）による毎年一月一日に第一号から始まる一連の番号
労働組合資格証明書	栃労委証	文書管理主任が管理する施行（収受）文書管理簿（別記様式第二号）による毎年四月一日に第一号から始まる一連の番号
労働組合資格審査決定書	栃労委資審	
臨検検査従事者証明書	栃労委臨証	
その他の文書等	栃労委	

別記様式第二号から別記様式第六号までを削り、別記様式第七号を別記様式第二号とする。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。